

プラスチック分別収集実施に向けた
検討支援業務委託事業者
募集説明書

令和8年4月
世田谷区

目次

1	事業概要	3
2	提案限度価格（令和8年度分）	3
3	プロポーザル方式を採用する理由	3
4	参加資格	4
5	選定スケジュール	4
6	参加表明書の提出期限、提出先及び方法	4
7	提案書の提出者を選定する基準、選定する概数	5
8	招請通知書の送付	5
9	質疑の提出期限、提出方法及び回答方法	5
10	提案書に求める内容、提出期限、提出先及び方法	5
11	審査方法（審査員の構成、ヒアリングの有無等）および評価項目	7
12	審査結果の通知期日及び方法	8
13	欠格事由	8
14	提出書類の取扱い	9
15	その他	9
16	担当部課	9

資料一覧

- 【別紙】参考仕様書
- 【様式1】参加表明書
- 【様式2】1次提案書表紙
- 【様式3】事業者の概要
- 【様式4】業務実施体制
- 【様式5】企業実績
- 【様式6】主任技術者の経歴
- 【様式7】担当者経歴
- 【様式8】質問書
- 【様式9】2次提案書表紙
- 【参考様式10～12】提案書（課題1～3）
- 【様式13】辞退届

1 事業概要

(1) 契約予定件名

プラスチック分別収集実施に向けた検討支援業務委託

(2) 目的

世田谷区は、気候危機への対応は優先的に取り組むべき課題の1つであると捉えており、その一環として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチックの分別収集及び再資源化を令和12年度を目途に実施する方針である。

プラスチックの分別収集及び再資源化を行うにあたっては、プラスチックの発生抑制等への取組み、効率的・効果的なプラスチックの分別収集及び再資源化の検討が必要である。具体的には、多大な経費がかかるプラスチックの分別収集において、経済的かつ効率的な収集・運搬体制を整えること、CO₂削減効果や資源循環につながるよう可能な限り効果的な収集・運搬や再商品化を採用すること、プラスチックの発生抑制を徹底し、できる限りプラスチックを使用しないライフスタイルや経済活動への行動変容を推進することが重要である。

本委託事業は、現在の地球環境をめぐる国際的課題や環境・廃棄物行政を取り巻く国内における動向等を踏まえ、上記事業を区が検討及び実施するための支援業務を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

プラスチックの分別収集及び再資源化事業が令和12年度中に円滑に実施できるように支援する。搬入先となる積替施設の設置に関する検討を支援し、想定収集量や回収曜日などの収集体制の検討を行う。

再商品化計画認定申請に向けた分別基準等の検討を行うと共に、本事業実施に伴う影響について効果検証する。

本事業実施に伴って発生する住民への周知についても支援する。

令和8年度に予定している詳細な履行内容は、別紙「参考仕様書」を参照すること。

(4) 履行期間

令和8年7月15日から令和13年3月31日(5か年)

※本業務に関わる契約締結は単年度ごとに行い、次年度以降の契約締結は当該年度における予算配当があること及び前年度までの履行状況が良好であることを条件とする。

2 提案限度価格（令和8年度分）

16,500,000円（税込）

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務の履行にあたっては、国内外の地球環境をめぐる課題と対応に精通し、ごみ減量を推進するための手法、廃棄物処理に関する専門的知識、地域住民と合意形成を図る能力が必須となる。

とりわけ、プラスチック分別収集事業は、地域の特性と持続可能な社会の実現に向けた

社会の動向を照らし合わせ、世田谷区の実情に合った事業を展開する必要があるため、実施にあたり、専門的知識に加え事業者の分析力と経験に基づく提案力が重要となる。

このため、委託事業者の選定は、委託金額のみならず、事業者の能力・資質を総合的に評価し、かつ企画面での競争が期待できる方法として、「公募型プロポーザル方式」により行うこととする。

4 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

登録されていない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を参加表明書に添付して提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）

③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

④財務諸表（過去3年間）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 「プラスチック分別収集実施に向けた検討支援業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

(6) 令和3年度以降に東京都内又は政令指定都市において、廃棄物処理事業の支援業務に関する契約、及び環境アセスメント関係調査に関する契約の実績を有していること。受託実績が確認できる資料を参加表明書に添付して提出すること。

5 選定スケジュール

令和8年4月13日（月） 事業者募集公告・募集説明書の交付

令和8年4月27日（月） 参加表明書の提出期限

令和8年4月30日（木） 提案書提出者へ招請通知

令和8年5月28日（木） 提案書提出期限

令和8年6月9日（火） 1次審査 1次提案書の書類審査

令和8年6月15日（月） 1次審査結果の通知

令和8年6月下旬（予定） 2次審査 2次提案書の書類審査及びヒアリング審査

令和8年7月上旬（予定） 2次審査結果及び特定結果の通知

6 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

(1) 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時（時間厳守）

(2) 提出先 「16 担当部課」に同じ

(3) 提出方法 【様式1】参加表明書を作成の上、郵送（締切日時必着）または直接持

参すること。

※受付時間は午前9時～午後5時とする（時間厳守、土・日、祝日を除く）。

※過去の受託実績が確認できる資料も添付すること。

7 提案書の提出者を選定する基準、選定する概数

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

8 招請通知書の送付

(1) 通知時期 令和8年4月30日（木）発送（予定）

(2) 通知方法 参加資格要件を満たす者に対し、郵送により文書で通知する。

9 質疑の提出期限、提出方法及び回答方法

(1) 質問の提出期限 令和8年5月14日（木）午後5時まで

(2) 質問の提出方法 募集内容について質問がある場合は、【様式8】質問書に質問事項を記入し、電子メールで提出する（電話による受付は行わない）。

(3) 回答方法 令和8年5月21日（木）までに、招請通知書を送付した全ての事業者電子メールで回答を送付する。

10 提案書に求める内容、提出期限、提出先及び方法

(1) 1次提案書に求める内容・提出書類

項目	留意事項
①1次提案書表紙 【様式2】	受付番号は空欄とすること。
②事業者の概要 【様式3】	名称（本社）、代表者、所在地、設立年月日、資本金額、従業員数、事業内容を記載する。
③業務実施体制 【様式4】	・配置予定のコンサルタント・技術者を記載する。 ・必要に応じて記入欄を適宜追加すること。 ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先担当者を記載すること。
④企業実績 【様式5】	・確認のため実績等を確認することのできる資料を添付すること。 ・記載にあたっては、本件業務と性質が類似の実績を優先して記入すること。
⑤主任技術者および担当者の経歴と類似業務の実績等 【様式6】	・配置予定の主任技術者および担当者1名の経歴を記載する。 主任技術者⇒【様式6】 担当者⇒【様式7】 ・類似業務の実績は、配置予定の主任技術者および担当

【様式7】	<p>者が過去に従事した業務について、自己評価の高い業務を優先的に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載する業務数は5件以内とする。
⑥参考資料1 【様式自由】 ※提出は任意とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要がわかるパンフレット等
⑦参考資料2 【様式自由】 ※提出は任意とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・【様式6】【様式7】の補足資料として、過去に主任技術者および担当者が携わった類似業務の成果内容がわかる資料等（冊子、概要の分かる資料、ホームページ等の印刷物など） ・提出する冊子等は、最も自己評価の高いもので、それぞれ最大3件までとする。

(2) 2次提案書に求める内容・提出書類

項目	留意事項
①提案書表紙 【様式9】 【A3サイズ、横】 【1枚】	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトルは「プラスチック分別収集実施に向けた検討支援業務委託 公募型プロポーザル2次提案書」とする。 ・参考様式の例にならい、右下に提出者・連絡担当者を記載する。
②課題1 業務実施方針 【参考様式10】 【A3サイズ、横】 【1枚】	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施方針について、目的および想定される業務内容の特徴を踏まえ、取組体制、業務の進め方（プロジェクト管理手法および区とのコミュニケーション方法を含む）、特に重視する配慮事項等について記載する。
③課題2 プラスチック分別収集実施に向けた検討業務に対する考え方および手法について 【参考様式11】 【A3サイズ、横】 【3枚以内】	<p>以下3点について記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①プラスチック分別収集事業における収集体制や積替施設設置に関する計画について、視点や考え方を記載する。 ②プラスチック分別収集事業実施における住民への説明や周知について、具体的な支援の手法や特徴を記載する。 ③事業実施に伴う環境への影響やその他の影響等を効果検証する方法を具体的に記載する。
④課題3 コストとリスクの管理について 【参考様式12】 【A3サイズ、横】	<ul style="list-style-type: none"> ・本件において、予算・コストの管理やリスクの特定、評価、および管理について記載する。

【1枚以内】	
⑤課題4 工程計画 【様式自由】 【A3サイズ】	・本件全体のスケジュールを明記した工程計画を記載する。
⑥概算見積書 (令和8年度分) 【様式自由】 【A4サイズ】	・別紙「参考仕様書」と本プロポーザルの提案内容を踏まえたものとする。 ・業務項目と算出根拠を明記すること。

(3) 提出期限 令和8年5月28日(木)午後5時(時間厳守)

(4) 提出先 「16 担当部課」に同じ

(5) 提出方法 郵送(締切日時必着)、電子メールまたは直接持参すること
※受付時間は午前9時～午後5時とする(土・日、祝日を除く)。

(6) 留意事項

- ①提案書は、文字サイズ12ポイントを標準とし、読みやすい大きさとする。
- ②提案書を紙で提出する場合は、用紙は片面印刷、カラー可とし、各項目について記載すること。提出部数は、1次提案書3部、2次提案書6部とする。
- ③上記(1)(2)の留意事項に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。
- ④提出物の記載内容等について、区担当課より質問がある場合は、個別に連絡をとることがある。
- ⑤上記(2)②～⑥の提案書については、提出者を特定することができる内容(社名等)や、担当者名が特定できる内容は記載しないこと。違反がある場合は、当該部分の提案書を無効とする場合がある。
- ⑥様式は、参考様式を提示するが、サイズ・向き・枚数が規定どおりであれば、参考様式を使用しなくともよい。
- ⑦提出後の提案書の内容の変更は認めない。

11 審査方法(審査員の構成、ヒアリングの有無等)および評価項目

(1) 審査方法について

「プラスチック分別収集実施に向けた検討支援業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会が提案書及びヒアリングを基に総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約の受託候補者とする。

(2) 選定委員の構成

委員長：環境政策部長	秋山 武徳
委員：環境政策部参事(清掃事業再編担当)	池田 豊
環境政策部清掃・リサイクル推進課長	計良 亨

(3) 1次審査(書類審査)

①審査期間 令和8年6月5日(金)～令和8年6月9日(火)まで

②実施方法 1次提案書の評価点の高い上位3社程度を2次審査対象者とする。

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績 (業務経歴等)	事業者の概要、業務実施体制、企業実績を評価する。※様式3～5
担当チームの能力(主任技術者・担当の経験と実績)	主任技術者・担当者の資格・業務実績を評価する。※様式6～7

③結果通知 1次審査の結果は、令和8年6月15日(月)に提案書を提出した者に文書で通知する。2次審査対象者には、ヒアリングの日程も通知する。

(4) 2次審査(書類審査・ヒアリング審査)

①実施時期 令和8年6月下旬

②実施方法 2次提案書類に基づき書類審査およびヒアリングを行う。配置予定の主任技術者等による2次提案書の説明(プレゼンテーション)を15分程度行い、その後15分程度の質疑を行う。説明に用いる資料は提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。パソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること(プロジェクター・スクリーンもしくは大型モニター等は区で用意する)。説明は、実務を担当する主任技術者・担当が行い、事業者側の出席者は計4名までとする。

評価項目	評価事項
提案課題の内容	課題1～4および見積書の内容を評価する。
プレゼンテーションの内容	提案書の内容を補完し、分かりやすい説明になっているか評価する。
コミュニケーション能力	質問に対する応答態度・内容が適切であるかを評価する。
取り組み意欲	業務に対する熱意、取り組み意欲が強く感じられるかについて評価する。
総合評価	1次審査、2次審査を通して、提案者の能力、提案内容の妥当性、実現可能性について総合的に評価する。

12 審査結果の通知期日及び方法

(1) 通知時期 令和8年7月上旬(予定)

(2) 通知方法 提案書を提出した2次審査対象者に文書で通知する。

13 欠格事由

選定過程において、以下の事項に該当した事業者は失格とする。

(1) 審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合

(2) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合

①世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合

②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合

- ③参加資格がないことが判明した場合
- ④参加表明書その他の書類において虚偽の記載がみとめられた場合
- ⑤提出期限までに提案書の提出がなかった場合
- (3) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、選定委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (4) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

14 提出書類の取扱い

- (1) 区へ提出された書類については返却しない。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は当該提出書類の内容を無償で使用できるものとし、事前に提案者の同意を得ることとする。

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 費用負担 提案に要する費用は参加者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 「16 担当部課」に同じ
- (7) 労働報酬下限額の適用 無
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案書等に虚偽の記載をした場合には提出された提案書等を無効とする。
- (10) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、【様式13】 辞退届を区へ提出すること。

16 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区環境政策部清掃・リサイクル推進課事業担当

電話：03-6304-3267

FAX：03-6304-3341

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）